

2020年4月8日

保護者のみなさんへ

社会福祉法人 紅葉会
ちどり保育園
園長 井上 邦子

登園についてのお願い

～ 緊急事態宣言を受けて ～

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が福岡県に発令されました。また、厚生労働省からは昨夜、保育所の「規模を縮小しての運営」の要請が都道府県に通達されました。「規模の縮小」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的としています。

緊急事態宣言の期間は、4月8日（水）～5月6日（水）までです。

保育所は乳幼児の保育を行う、いわゆる濃厚接触の場であり、外部（職場・家庭・通勤など）から複数の大人が毎日出入りする場所でもあります。

そのために感染リスクは高くならざるを得ず、子どもたち、保護者のみなさん、そして職員の生命を危険にさらす可能性もあります。

発症者がでなくても感染者や濃厚接触者が出た場合には、休園となることもありますし、保護者のみなさんや職員が濃厚接触者となることもあります。

以上をふまえ、勤務先ともご相談の上、できる限り登園をお控えいただくようお願いいたします。

また、登園したお子さんで、平熱でも咳などの症状がみられる場合は、お迎えをお願いすることがあります。その場合、症状が回復するまでの自宅療養をお願いすることになりますので、ご理解をお願いいたします。

子どもたち、保護者のみなさん、そして職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしく申し上げます。

なお、保育料の取り扱いなどは、追って福岡市から方針がでますので、その時点で改めてお知らせします。